

生活保護のしおり

—保護を申請されるかたに—



生活保護とは

日本国憲法第25条には「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められており、生活保護を受けることは、国民の権利です。

自分たちの能力や資産などを活用しても、生活に困るかたに対して、国の定める基準に従って、困窮状態に応じて必要な保護を行い、その生活が保障されるとともに、自立した生活が送れるよう支援をする制度です。しかし、以下の場合には生活保護は受給できません。

原則として生活保護を受給できないかた

- ローン付住宅を保有しているかた
- 暴力団員(生活保護申請後暴力団員であることが判明した場合は、申請を却下します。)
- 過去に年金担保貸付けを利用するとともに生活保護を受給していたかたで、再度年金担保貸付けを利用しているかた

■ 保護を受けるまでの手続き

相談

生活に困っている。生活保護を受給したい。



生活保護のことをお聞きになりたいかたは、福祉事務所に相談してください。



(個人の秘密は固く守りますので、ご安心ください。)

申請

生活保護の申請意思のあるかたは、申請書類を提出します。

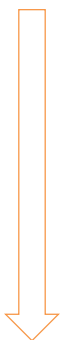


本人の意思で申請（何らかの事情で本人が申請できない場合は親族が申請。)



調査

申請されますと、福祉事務所の地区担当員（CW/ク-ア-カ）が生活状況、資産状況などを調査します。



調査内容・・・家族の収入・資産がどれくらいあるか

働いて収入が得られる道はないか

親・子・兄弟姉妹からの援助はどうか(DVなど事情を聞きます。)

年金、手当などの給付は受けられないか



決定

調査に基づき、国が決められている基準をもとに計算して、あなたの世帯の最低生活費と収入を比べて、生活保護が必要かどうか決定します。



通知

生活保護が受けられる場合⇒あなたに保護開始決定通知書をお渡しします。

生活保護が受けられない場合⇒あなたに保護却下決定通知書をお渡しします。

生活保護が受けられるかどうかは、申請日から14日以内（特別な事情で調査に

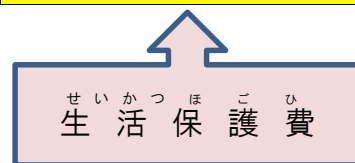
時間を要する場合は、最長で30日以内）に結果を通知します。

■ 保護はこんなときに受けられます

生活保護は原則いっしょに生活している家族をひとつの世帯として、世帯に適用します。

最低生活費に比べて、収入額が不足する場合、その不足分を保護費として支給します。

最低生活費（世帯の人数や年齢によって決定されます。）	
世帯の収入（就労収入、年金、手当、仕送りなど）	不足してしまう生活費



■ 保護の種類

生活保護には次の8種類の扶助があり、国が定めている基準によって支給されます。

- 生活扶助・・・ 食べるもの・着るもの・電気・ガス・水道などの日常の費用
個人の年齢や世帯の人数などで決まります。



- 住宅扶助・・・ 家賃・地代や住宅の補修などの費用
- 教育扶助・・・ 義務教育を受けるための学用品・給食費・学級費などの費用



- 医療扶助・・・ 病気やけがのための受診や薬にかかる費用（保険適用に限る。）
- 介護扶助・・・ 介護サービスを受けるための費用
- 出産扶助・・・ 出産をするための費用
- 生業扶助・・・ 高等学校に就学するための費用、仕事につくための費用
- 葬祭扶助・・・ 火葬などの葬儀費用

■ 保護を受けるとき

- 働ける人は能力に応じて働き、自分の力で生活できるようつとめてください。
ただし、病気、けが、その他の理由で働けないかたは、その問題の解決を優先します。
生活保護が決定したかたには、自立に向けた就労支援、職業訓練などの支援を行います。
- 現金や預貯金、高価な貴金属など売却可能な資産は処分して、生活費にあててください。
- 親・子供・きょうだい、民法上の扶養義務者からできるだけ援助を受けてください。
- 自動車の保有・使用は原則として認められません。
ただし、身体障害者のかたなどで、国の基準に基づいて認められる場合があります。
- 生命保険に加入している場合は、原則として解約して返戻金を生活費にあててください。
ただし、解約返戻金および保険料額が少額の場合は、保有が認められることがあります。
- ほかの社会保障制度（例えば傷病手当や雇用保険、労災保険・国民年金・厚生年金・児童手当・児童扶養手当など）が受けられる場合は、すべて受けてください。
- 今住んでいる家や土地は、原則保有が認められますが、処分価値の高い場合は、売却してください。また、「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」の貸付を受けられる場合がありますので、社会福祉協議会に相談してください。
- 生活保護のルールを理解してください。例えば、ケースワーカーの指示に従うことです。
生活保護の目的の達成のために、ケースワーカーが指示や指導をすることがあります。
- 生活状況や収入に変化がある場合は、届出をしてください。
(例) 住所変更、家族の出生・死亡・転出、就職や離職など変化があったとき。
(例) 給与や賞与を受け取ったとき。年金など、あらゆる収入の申告が必要です。

〒522-0041

彦根市平田町670番地 (彦根市福祉センター2階)

彦根市福祉事務所 社会福祉課 保護係

電話番号 0749-23-9590

平成31年2月28日作成